求人票（パート）

求人者	法人名	社会福祉法人博道福祉会（しゃかいふくしほうじんはくどうふくしかい）	創立	設立　1978年4月 認可　1978年4月
	施設名	おうめい保育園（ほいくえん）	代表者	（役職）園長　（氏名）田辺　実久
	所在地	〒289-2614 千葉県旭市江ヶ崎12-2	担当者	田辺　実久
	最寄り駅	総武本線　飯岡駅　徒歩15分	職員数	保育士　30　名・職員　7　名 合計　37　名
	TEL／FAX	TEL：0479-55-3328 FAX：0479-55-6287	園児数（利用者数）	190名
	保育方針	広い空と緑に囲まれた保育園です。「自然と仲良し」「はじめての出会い」「みんなと一緒」をテーマに大切な命を見つめ、触れ合う心を見守っていきます。		

採用条件	雇用形態	非常勤職員（パート）	雇用期間	定めなし
	職種	保育士	募集人数	若干名
	就業時間	平日8:00～18:00　のうち　4～6時間程度　※時間・日数は応相談 ◎14:30～16:00の時間帯を含む勤務が出来る方		
	休日休暇	土曜・日曜・祝日・年末年始 ※土曜日は基本的に休みですが、行事で出勤をお願いする場合もあります。（最大年２回） 有給休暇：初年度10日		
	給与	時給　1,300円～　処遇改善（区分Ⅰ）手当含む　※業務内容に応じて支給		
	賞与	雇用条件に応じて支給（上限1.5ヶ月分）	昇給	年１回（４月）
	手当	保育士加算手当（月額20,000円）※支給条件あり 処遇改善（区分Ⅱ）手当　月額5,000円～　※雇用条件に応じて支給 通勤手当（上限25,000円（車）／距離により支給）		
	加入保険等	健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険		

選考方法	応募	提出書類	履歴書・健康診断書	選考	選考日　随時（応相談）
		提出締切日	随時		選考場所　おうめい保育園
		提出方法	持参　または　郵送		選考方法　面接
		園見学等	随時（要連絡）		結果　選考日より７日以内に連絡

備考

園見学や面接を希望される方は平日9:00～16:00にお電話にてご連絡下さい。
その他、ご質問等ありましたらお問い合わせ下さい。

・本業務へ従事するに当たっては、令和８年１２月２５日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

２　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条

の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第２条第７項第６号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第 440 号）（抄）第２条及び附則第２項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。